⑨連帯債務

数人の債務者が、同一内容の給付について、
各人が独立して全部の弁済をすべき債務を負い、
うち１人が債務を弁済すれば、
他の債務者も債務を免れる関係

連帯債務

B・C・Dが、Aから別荘を購入
（原則）連帯債務ではない場合、Aは、B・C・Dそれぞれ1,000万円ずつしか請求できない

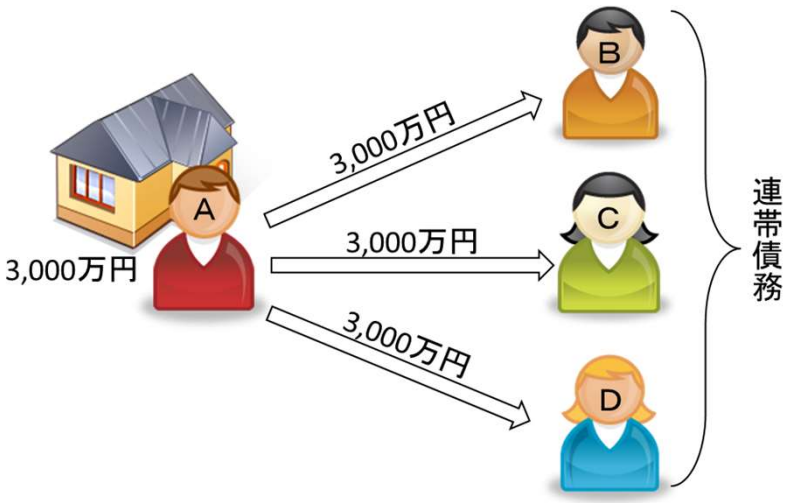

（例外）
Aが、B・C・Dと「連帯債務の特約」を締結
⇨Aは、B・C・D全員に対して、それぞれ3,000万円全額の請求ができる

※B・C・Dそれぞれの負担部分が各1,000万円の場合
⇨BがAに3,000万円を弁済すれば、他の連帯債務者C・DはAに対する債務を免れる
BはC・Dに対して負担部分の各1,000万円を求償できる（求償権の行使）

連帯債務～連帯債務者の一人について生じた事由の効力

相対的効力の原則

連帯債務者の１人に生じた出来事は、原則、他の連帯債務者に及ばない

Ex. Ｂが債務を承認して、Ｂの債務消滅時効が中断しても、
　他の連帯債務者Ｃ･Ｄの消滅時効は中断しない
　債権者Ａが、Ｄに対して支払期限を猶予しても、
　他の連帯債務者Ｂ･Ｃの支払期限は猶予されない

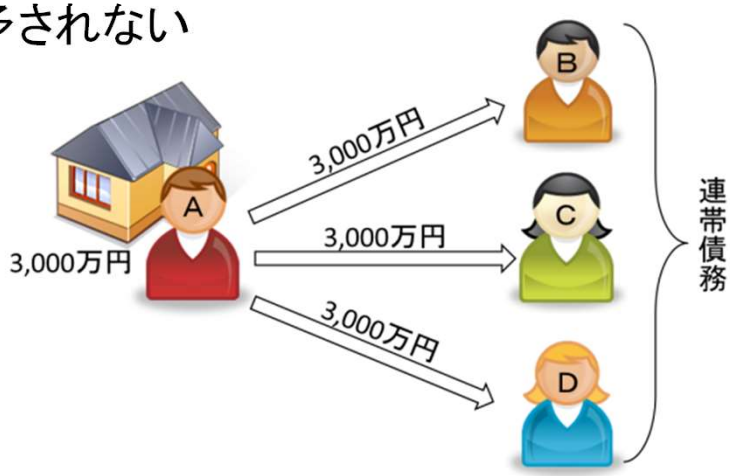

連帯債務～連帯債務者の一人について生じた事由の効力

絶対的効力

連帯債務者の１人に生じた出来事により、他の連帯債務者にも影響を与える事由

①弁済 ・・・連帯債務者の１人が債務全額を弁済すると、他の連帯債務者の債務も消滅する

②履行の請求・・・債権者が、連帯債務者の１人に対して履行の請求をすると、他の債務者に対しても請求したことになり、時効中断の効力が全員に生じる

③更改 ・・・連帯債務者の１人と債権者との間に更改（旧債務を消滅させ、新債務を成立させること）があったときは、債権はすべての債務者のために消滅する

④混同：債権者の地位と債務者の地位とが同一人に帰すること
・・・連帯債務者の１人が債権者を単独相続すると、混同が生じ、その連帯債務者は弁済したものとみなされ、他の連帯債務者も債務を免れる

例示解説あり ⑤相殺 ・・・連帯債務者の１人が債権者に対して有している反対債権で相殺すると、他の連帯債務者も相殺した額の範囲で債務を免れる（当該連帯債務者が相殺しない場合、他の連帯債務者は、当該債務者の負担部分の範囲で相殺を援用できる）

例示解説あり ⑥免除 ・・・債権者が、連帯債務者の１人に対して債務全額の免除をすると、その連帯債務者の債務は消滅し、他の連帯債務者は免除を受けた者の負担部分だけ債務を免れる

⑦消滅時効 ・・・連帯債務者の１人について消滅時効が完成した場合、他の連帯債務者も、消滅時効が完成した連帯債務者の負担部分だけ債務を免れる

連帯債務～連帯債務者の一人について生じた事由の効力

相殺

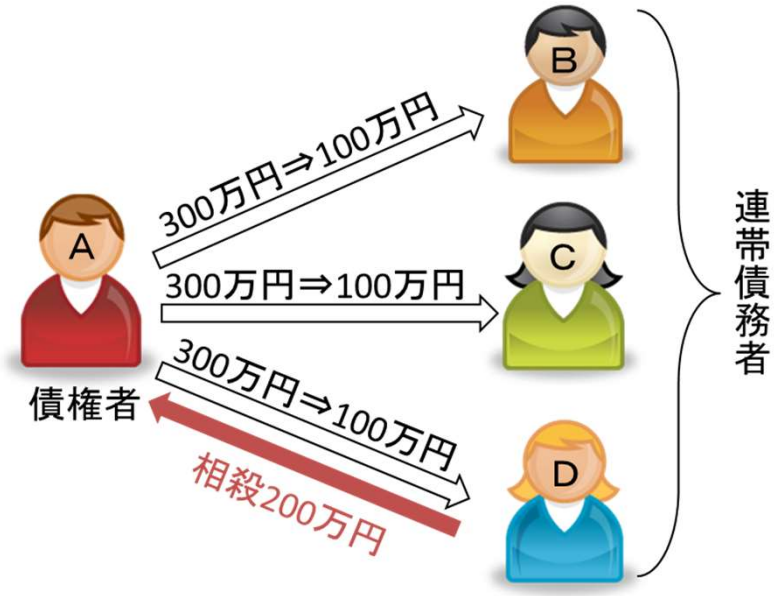

Aに対して反対債権200万円を有しているDが相殺すると、200万円弁済したことになる

⇒B・C・Dの連帯債務額は100万円になる

Dが相殺しない場合、B・Cは、Dの負担部分である100万円について相殺を援用できる。

⇒B・Cの連帯債務額は200万円になる

（B・Cの負担額は各100万円
Dの負担額は0円）

権利関係

連帯債務～連帯債務者の一人について生じた事由の効力

免除

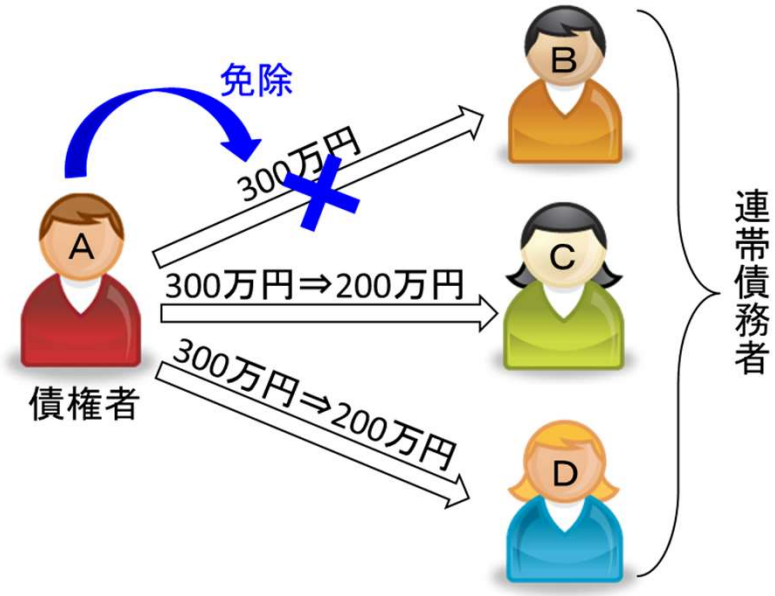

AがBに対して300万円全額を免除すると、Bは連帯債務から離脱
⇒C・Dは、B負担部分の100万円だけ債務を免れ、各200万円の連帯債務を負う

※　消滅時効も同様に、
Bに生じた消滅時効完成により、Bの債務は消滅し、C・DはBの負担部分100万円だけ債務を免れ、各200万円の連帯債務を負う

宅建資格試験を受験されるあなたは、
必ず「短期宅建合格マニュアル」を入手してください。

マニュアルはこちらのホームページから無料でダウンロードできます
http://akazawa-kantei.com/
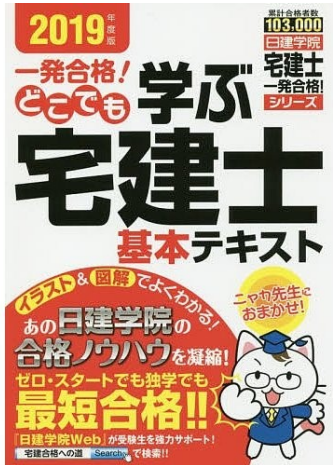
なお、本編のパワーポイントの資料は、
日建学院の「一発合格！どこでも学ぶ宅建基本テキスト2019年版」を
参照して作成しています。